



平成 25 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 協同飼料株式会社
代表者名 代表取締役社長 弦巻 恒三
(コード番号 2052 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務人事部長 西川 哲也
(TEL 045-461-5711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日に開催する第 68 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更につきまして付議することを決議いたしました。

平成 25 年 3 月 22 日付「代表取締役の異動及び組織変更並びに定款変更、人事異動に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり定款一部変更の付議することとしておりましたが、変更箇所を追加したため改めてお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ① 平成 25 年 3 月 22 日付にてお知らせしたとおり、事業部体制の一層の機能向上を図るため、取締役副社長を若干名選定できるよう定款を変更するものです。
- ② コーポレート・ガバナンス体制強化の観点から、取締役会長、取締役社長をそれぞれ 1 名ずつ選定することを明確にするものです。
- ③ 法令又は定款に定める監査役の員数が欠けた場合に備えるため補欠監査役の選任の効力を当該選任のあった株主総会后、4 年以内に終了する事業年度の定時株主総会の開始の時までとするものです。
- ④ 機動的な配当政策及び資本政策を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる規定を新設するものです。



2. 変更の内容

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
第1条～第22条 省略 (役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、 <u>取締役副社長各1名</u> 、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (新 設)	第1条～第22条 現行どおり (役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、 <u>取締役社長を各1名選定する。また、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> <u>やむを得ず、取締役会長及び取締役社長を兼務する場合には、兼務後最初に到来する株主総会後に開催する取締役会においてその兼務を解消する。</u>
第24条～第32条 省略 (新 設)	第24条～第32条 現行どおり <u>(補欠監査役の予選の効力)</u> 第33条 <u>補欠監査役の予選の効力は当該選任のあった株主総会后、4年以内に終了する事業年度の定時株主総会開始の時までとする。</u>
第33条～第44条 (新 設)	第34条～第45条 現行どおり <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第46条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>
第45条～第46条 省略	第47条～第48条 現行どおり

以 上